

金銭消費貸借契約約款

第 1 条 (適用範囲)

1 本約款は、借入人と 株式会社みんなのクレジット (以下「貸付人」といいます。) との間における金銭消費貸借契約に関する取り決めに記載するものです。本約款における借入人は、1 以上存在するものとし、本約款に従って、貸付人との間で、金銭消費貸借契約 (以下「本貸付契約」といいます。) を締結いたします。

2 借入人は、本貸付契約に関し、本約款のほか、貸付人が定める規則に従うものとします。

第 2 条 (定義)

本約款において、下記用語は、下記に定める意味を有するものとします。

(1) 「匿名組員」とは、貸付人に対し、本貸付契約に関する匿名組合出資を行う者又は匿名組合契約の申込みを行う者をいいます。

(2) 「本匿名組合契約」とは、貸付人と匿名組員との間の匿名組合契約をいいます。

(3) 「匿名組合契約申込条件」とは、匿名組員が本匿名組合契約の申し込みを行う条件をいいます。

(4) 「募集手続」とは、貸付人による本貸付契約の締結を対象の営業とする匿名組合契約に係る出資者の決定のため みんなのクレジットが提供する電子取引システムを通じて行う募集手続をいいます。

(5) 「営業日」とは、銀行法(昭和 56 年法律第 590 号)に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。

(6) 「営業時間」とは、午前 9 時から午後 3 時までをいいます。

(7) 「みんなのクレジット」とは、貸付人から、本匿名組合契約出資持分の募集の委託を受けた 株式会社みんなのクレジットをいいます。

(8) 「みんなのクレジット ホームページ」とは、みんなのクレジット が、インターネット上において、本貸付契約に対する匿名組合出資持分の勧誘等を行うために開設するページをいいます。

(9) 「登録会員」あるいは単に「ユーザー」という場合、みんなのクレジット ホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の営業者所定の事項を入力し、My Page その他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワードを付与された者をいいます。

(10) 「My Page」とは、登録会員のために開設されるみんなのクレジットホームページ内における当該登録会員専用のページをいいます。

(11) 「ログイン」とは、みんなのクレジットホームページ上において、ユーザーアカウント等を入力し、My Page その他当該登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。

第 3 条（本貸付契約の申込み及び成立）

- 1 貸付人は、借入人から借入の申込みがなされた場合には、あらかじめ貸付人が定める内規に従い審査を行い、貸付人が適当と判断する申込みについて、みんなのクレジットはこれに基づき本匿名組合契約出資持分の募集手続に付するものとします。
- 2 前項記載の手続において貸付人と借入人が別途合意する条件が成就した場合、貸付人は、金銭消費貸借契約書及び必要書面をあわせて、借入人に電磁的に送付又は手交し、借入人は、同契約書等に署名、押印の上、必要部数を貸付人に送付するものとします。
- 3 貸付人は、借入人から署名・押印された金銭消費貸借契約証書その他貸付人所定の書面を受領し、かつ第 5 条に基づく担保設定を受けるのと引換えに、借入人に対して貸付金を交付又は振り込む方法により貸し付けるものとします。

第 4 条（融資実行手数料及び利息）

- 1 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する金額の融資実行手数料を支払うものとします。
- 2 借入人は、貸付人に対し、貸付人及び借入人の合意する借入利率により、貸付金に対する利息を支払うものとします。

第 5 条（担保）

借入人は、貸付人に対し、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務を担保するために、貸付人の指定する内容の担保を差し入れるものとします。

第 6 条（遅延損害金）

借入人の債務につき期限を経過した場合又は期限の利益を喪失した場合、期限又は期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、弁済すべき金額につき、年 20.0%（1年 365 日の日割計算）の割合による遅延損害金が発生するものとし、借入人は、貸付人に対し、当該遅延損害金を、直ちに支払うものとします。ただし、借入人が期限の利益を喪失した場合を除き、期限日の直後に到来する毎月 13 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）（以下「第一引落日」といいます。）までに約定の返済が行われた場合には、期限日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。また、第一引落日までに延滞した金額が支払われない場合で、期限日の直後に到来する毎月 28 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）までに約定の返済が行われた場合には、第一引落日の翌日から返済日までの間の遅延損害金の請求は行わないものとします。なお、翌々々の 28 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）の翌日までに第 15 条に規定する債権譲渡がなされない場合には、以後は遅延損害金を加算しないものとします。

第 7 条（返済方法）

- 1 借入人の元利金の支払いは、貸付人が作成する返済予定表に基づく元利金の返済金を、別

途借入人及び貸付人が合意する方法により行うものとします。なお、返済日は貸付人の口座に入金された日（営業時間内に限ります。）とし、返済にかかる費用は借入人の負担とします。

2 借入人の債務につき期限を経過した場合、借入人の当該遅滞分の返済は、別途貸付人が指定する方法により、期限日後の毎月 13 日及び毎月 28 日になされるものとし、当該期日以外の返済については第 9 条の規定を適用いたします。

第 8 条（期限の利益喪失事由）

以下のいずれかの事由が発生した場合、借入人は、同事由発生の日が前月 28 日（同日を含みます。）から当月 15 日（同日を含みません。）までの場合には当月 15 日の到来により、同事由発生の日が当月 15 日（同日を含みます。）から当月 28 日（同日を含みません。）の場合には当月 28 日の到来により、当然に、期限の利益を喪失するものとし、債務の全額を直ちに弁済するものとします。

- (1) 借入人が、本貸付契約の元利金の支払債務の全部又は一部の履行を、約定返済日の翌々月の 28 日の到来時点まで遅滞した場合
- (2) 借入人につき、支払の停止、借入人が振り出し、若しくは引き受けた手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、租税公課を滞納したことによる督促手続又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停若しくはこれらに類似する倒産処理手続（将来制定されるものを含む。）の開始の申立があった場合、又は借入人が支払不能若しくは債務超過に陥った場合
- (3) 借入人につき仮差押、保全差押、仮処分、滞納処分、差押、競売手続の開始又は公売手続の開始があった場合
- (4) その他債権保全を必要とする重大な事由が生じたことと貸付人が合理的に判断した場合
- (5) 借入人が、貸付人に提出した資料に重大な誤り又は虚偽が存することが合理的根拠に基づいて明らかとなった場合
- (6) 借入人が、本約款及び本貸付契約の一に違反した場合

第 9 条（期限前弁済）

借入人は、本貸付契約の期間中、期限前弁済予定日（本貸付契約の期間中の毎月 28 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）に限ります。）の 1 ヶ月前に貸付人に対して書面にて通知して、期限前弁済予定日において、残元金及び当該期限前弁済予定日までの間の利息を一括して貸付人に支払うことにより、期限前弁済をすることができるものとします。なお、かかる事前の書面通知なく期限前に弁済がなされた場合、返済日に入金があったものとして、直近の返済日における返済から順次充当するものとします。

第 10 条（借入人の承諾事項）

借入人は、貸付人に対し、下記の事項を承諾するものとします。

(1) みんなのクレジットホームページ上に、借入人の申込条件、過去の借入履歴、直近の借入に関する借入金額、返済期間、金利及び履行遅滞の回数、貸付人の審査結果を表示すること

第 11 条（借入人の誓約事項）

借入人は、本貸付契約に基づく借入人の貸付人に対する債務全額が弁済されるまで、貸付人に対し、以下の事項を誓約するものとします。

(1) 報告義務等

借入人は、以下に従い、貸付人に対し、報告等を行うものとします。

(ア) 借入人が貸付人に交付した資料に誤りが存することが判明した場合には、速やかに書面にて報告する。

(イ) 借入人が担保に差し入れた担保物（当該担保物の担保となっている権利についても同様とする。）について、その価値に影響を及ぼすような変動があった場合には、速やかに書面にて報告する。

第 12 条（信用情報の取扱に関する同意）

1 借入人は、本貸付契約に際し、貸付人が、借入人の返済能力に関する情報（以下「信用情報」といいます。）の提供を信用情報機関に依頼することについて同意するものとします。

2 借入人は、貸付人が、本貸付契約に係る信用情報を提供することについて、同意するものとします。

3 借入人は、前項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、当該信用情報機関に加盟する他の貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて、同意するものとします。

4 借入人は、第 2 項に従い信用情報機関に提供された信用情報が、他の信用情報機関の依頼に応じ、当該他の信用情報機関に加盟する貸金業者に提供され、返済能力の調査に利用されることについて同意するものとします。

第 13 条（個人情報ないし法人情報の利用目的について）

借入人は、貸付人が、借入人の個人情報ないし法人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用することに同意するものとします。

(1) 返済能力の調査のため

(2) 貸付人の与信並びに与信後の権利の保存、管理、変更及び権利行使のため

(3) 借入人の本籍地に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため

(4) 貸付人の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入その他の取引のため

(5) 貸付人の与信にかかる商品及びサービスのご案内のため

(6) 貸付人内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発の

ため

第 14 条（債権回収の委託）

借入人は、本貸付契約の各約定返済日の翌日（同日を含みます。）以後約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要と認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者にその回収を委託する必要があることを、予め承諾するものとします。

第 15 条（債権譲渡等）

1 借入人は、借入人が、約定返済日の翌々月の 28 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）経過後も約定返済をしない場合その他貸付人が合理的に必要あるものと認める場合には、貸付人が借入人に対する貸付債権を第三者に譲渡する必要があることを予め承諾するとともに、貸付人の要請により貸付債権の譲渡等についての承諾書に合理的な範囲で署名又は記名・捺印するものとします。

2 借入人は、貸付人が、前項に必要な範囲で、債権の譲受人に対し、借入人の個人情報ないし法人情報を提供する必要があることを、予め承諾するものとします。

3 借入人は、本貸付契約に基づき発生する権利を、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、譲渡し又はこれにつき担保権を設定する等一切の処分をしてはならないものとします。また、借入人は、貸付人の事前の書面による同意を得ることなく、本貸付契約に基づく債務を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

第 16 条（通知）

本貸付契約の借入人および保証人に対する通知その他の連絡は、全て書面、電子メール又はホームページ上の表示の方法によるものとし、書面による場合は、別途指定する宛先に持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便若しくはファクシミリにて送付するものとします。

第 17 条（届出事項の変更）

1 氏名、商号、住所、本店所在地その他届出事項に変更があった場合には、借入人及び保証人は、直ちに書面によって貸付人に対して届出をするものとします。

2 前項の届出を怠ったために、貸付人からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

第 18 条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、貸付人は遅滞なくホームページ上に掲載するものとし、同

掲載後に借入人が本貸付契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第 19 条（免責事項）

貸付人は、次の各号から生じる事由から、借入人に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 借入人のパスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 貸付人に故意又は重大な過失ある場合を除き、匿名組合員、借入人、貸付人又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

第 20 条（準拠法）

本約款、本貸付契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第 21 条（合意管轄）

本約款、個別の本貸付契約に起因し又は関連する一切の事項につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(別紙)

募集手続規則

第 1 条 (総則)

本規則は、株式会社みんなのクレジット（以下「貸主」といいます。）に対して貸付契約の申込みを行う者（以下「借入申込人」といいます。）の希望する借入について、当該貸付契約に関し匿名組合出資により貸主に対して資金提供を行う者（以下「出資者」といいます。）を募るために行う、当該匿名組合出資持分の募集の手続（以下「本募集手続」といいます。）に対して適用します。

第 2 条 (募集開始の条件)

1 本募集手続の開始は、借入申込人の借入申込みに対し、あらかじめ貸主が定める内規に従い審査を行い、貸主が当該借入申込みを適当と判断し、その旨を借入人に通知したこと（以下「借入内諾」といいます。）を条件とします。

第 3 条 (募集情報)

貸主の定める一定の事項及び借入申込人が希望する追加表示事項（以下、これらを「借入人募集情報」と総称します。）を本ホームページ上の本募集手続のために設定したページ（以下「本募集ページ」といいます。）に表示します。

第 4 条 (募集期間等)

- 1 募集手続にあたり、貸主が募集期間を定めるものとします。
- 2 貸主は、任意の複数の借入申込人の借入希望案件をまとめた単位（以下「ローンファンド」といいます）に対して、出資の募集を行うものとし、ローンファンドの組成は貸主が行うものとします。
- 3 募集期間の終了前であっても、ローンファンドの借入募集金額に相当する金額の出資を行う出資者が出資申込みを行った時点で直ちに募集が成立するものとし、貸主はその時点で本募集手続を終了するものとします。
- 4 募集期間の終了時まで、出資者によるローンファンドに対する出資申込みの総額がローンファンドの借入募集金額に達しなかった場合には、募集は成立しないものとします。但し、貸主は、本募集手続にあたり、ローンファンドの最低募集金額を表示することができるものとし、貸主が最低募集金額を表示した場合には、募集期間の終了時点において、最低募集金額以上借入募集金額未満の相当する金額（以下「実募集金額」といいます）について出資者が出資申込みを行った場合には、借入人の借入申込金額は、実募集金額をローンファンド内における各借入希望案件の金額割合に応じて配分される金額に当然に減縮され、募集期間終了時点において募集が成立するものとします。この場合、端数の処理は貸主の裁量にて行います。

- 5 募集期間の終了時まで、出資者によるローンファンドに対する出資申込みの総額がローンファンドの借入募集金額に達しなかった場合には、募集は成立しないものとします。但し、貸主は、本募集手続にあたり、ローンファンドの最低募集金額を表示することができるものとし、貸主が最低募集金額を表示した場合には、当該金額について出資者が出資申込みを行った場合には、募集期間終了時点において募集が成立するものとします。
- 6 本規則により、募集期間内に募集が成立しなかった場合には、借入申込人の貸主に対する借入申込みは当然に拒絶されたものとします。

第 5 条（出資者による出資申込み）

- 1 出資者は、貸主が行う貸付契約に係る貸付に対する出資の申込みを行おうとする場合には、希望出資額その他貸主が定める条件を、ログインした上で、募集ページ上から入力するものとします。
- 2 貸主は、ローンファンドならびにローンファンドを構成する借入申込人からの貸付契約の申込みに係る情報を、本募集ページ上に一覧表示するものとします。
- 3 出資者は、前項に基づき表示された、ローンファンドに対しての出資申込み額を入力するものとします。出資申込み単位はローンファンドごとに個別に定めるものとし、出資者の出資可能金額の範囲は、上限をみんなのクレジット取引約款に基づき出資者が貸主に対して預託している金額とし、下限を1万円とします。ただし、出資可能金額に関して、貸主が別途定める場合はその定めに従うものとします。
- 4 貸主は、前項に基づき出資者が入力した場合には、本募集ページ上にその申込内容の確認一覧を表示するものとし、出資者はかかる確認一覧で申込内容を確認した上で、同ページ上の所定のボタンをクリックする方法により、出資申込みをするものとします。

第 6 条（借入申込人による撤回）

- 1 借入申込人は、第4条による募集の成立に至るまで、貸主に通知を行うことで、何時でも本募集手続を取りやめることができます。
- 2 借入申込人は、本募集手続中、既に表示した借入人募集情報のうち、借入の資金用途等に係る情報の記載については貸主に通知を行うことで、記載を変更することができるものとします。なお、貸主は借入人募集情報に関して、借入申込人を特定できる情報について事前に精査できることとし、かかる情報が借入人募集情報に記載されている判断される場合は、借入申込人の事前承諾なしに削除することができるものとします。
- 3 借入申込人が表示した借入人募集情報に誤り、不正確な点がある場合には、借入申込人は直ちに本募集手続を取りやめる義務を負うものとします。なお、貸主は借入人募集情報に関して、借入申込人を特定できる情報について事前に精査できることとし、かかる情報が借入人募集情報に記載されている判断される場合は、借入申込人の事前承諾なしに削除することができるものとします。

第 7 条（出資者による撤回）

出資者は、第 4 条による募集の成立に至るまで、何時でも出資申込みを撤回することができるものとし、

第 8 条（出資者の質問及び直接接​​触の禁止）

1 出資者は、借入申込人に対して、本募集ページを通じて質問（以下「出資者質問」といいます。）をすることができるものとし、

2 貸主は、出資者質問があった場合には借入申込人に通知するものとし、借入申込人は、出資者質問に対して回答する場合には、回答内容を一般に公開するか否かを決定した上で、同ページに入力する方法により貸主に通知するものとし、貸主は、公開希望の有無に応じて、借入申込人の回答内容を、出資者質問の内容と合わせて、本募集ページ上に表示させることにより、出資者に知らしめるものとし、ただし、貸主は借入申込人の回答内容に関して、借入申込人を特定できる情報については、借入申込人の事前承諾なしに削除・修正・編集をしたうえで、回答内容を出資者に知らしめることができるものとし、

3 出資者は、出資者質問の方法によるほか、借入申込人に対して直接接​​触することはできないものとし、出資者質問は貸主を経由して行われるものとし、

第 9 条（貸主による募集手​​続の中止等）

1 募集が成立し、その結果を貸主が確認し適当と認める場合には、貸主は借入申込人及び出資者に対し、貸付契約の成立及び匿名組合契約の成立を通知するものとし、いかなる場合においても、貸主のその旨の通知無く、これらの契約は成立しないものとし、

2 借入人募集情報に虚偽の情報又は出資者の出資判断に誤解を及ぼす不正確な情報が含まれると判断する場合、又は第三者の名誉毀損行為、知的所有権の侵害行為、猥褻物の陳列行為に該当する等、違法、公序良俗違反その他の理由によりこれに基づき本募集手​​続を行うことが適当ではないと判断する場合には、貸主は直ちに本募集手​​続を中止し、又は、既に成立した募集手​​続を取り消すことができるものとし、

3 貸主は、その他本募集手​​続が本規則に反すると判断する場合には、貸主は、本募集手​​続を中止し、又は、既に成立した募集手​​続を取り消すことができるものとし、

以上